明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**九六）　一

〔告　示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**一九七、一九八）　四

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**一九九）　七

○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（**同**二〇〇）　一〇

○石綿障害予防規則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者（**同**二〇一）　三

○分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**一九）　三

〔人事異動〕

最高裁判所　二四

〔公　告〕

諸事項

官庁　製造たばこ小売定価関係　三五

裁判所　除権決定、破産、免責関係　三五

特殊法人等　西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三八

地方公共団体　教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　四四

会社その他　四六

会社決算公告　四六

省　令

○厚生労働省令第九十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項、第百十三条及び第百十五条の二並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久